

鎌土地第24-4号  
平成25年 3月29日

学校法人 鎌倉女子大学  
理事長 福井 一 光 様

鎌倉市長 松 尾



### 大規模開発事業に対する助言及び指導について

平成24年10月24日に基本事項の届出のあった「鎌倉女子大学岩瀬キャンパス総合グラウンドスタンド等計画」について、鎌倉市まちづくり条例第31条第1項の規定に基づき、次のとおり、助言及び指導を行います。

この条例において、本市のまちづくりは、市、市民及び事業者の相互の信頼、理解及び協力の下に、市民の参画によって行われなければならないとの基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにしています。

事業者の責務として、開発事業を行うに当たっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない旨を定めています。

条例の趣旨を御理解いただき、事業計画に反映するようお願いいたします。

#### 1 「岩瀬地区地区計画」について

事業区域は、周辺の工業的土地利用から文教環境を保全し、良好な市街地整備に寄与することを目標に「岩瀬地区地区計画」が定められています。地区計画に定める建築物の壁面の位置の制限を遵守し、建築物の形態又は意匠にも配慮するとともに、十分な緑化を行ってください。

#### 2 周辺景観との調和について

事業区域は、鎌倉市景観計画において、敷地内の緑や建築物等が、周辺の景観を印象づける重要な役割を持つ「公共公益施設区域」に位置付けられており、市内唯一の大学として、周辺景観にうるおいを与え、地域の都市景観形成を先導する計画としてください。

具体的には、事業区域は、まちの背景を形作る緑豊かな「鎌倉近郊緑地特別保全地区」の丘陵地に近いことから、緑化計画にあっては、背景に見える山並みとの調和を

考慮し、既存樹木をできる限り保全するとともに、緑の質と量の充実を図ることによりうるおいや四季を感じさせる緑化空間を創出してください。

また、建築物は、周辺景観になじむ形態・意匠とするよう、使用する素材・色彩などのデザインに配慮してください。

### 3 工事の実施について

工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じんによる影響の低減に努め、資機材等の搬出入時安全対策等に十分配慮し、周辺町内会や沿道の住民等と十分に協議を行い、工事協定を結ぶなどして円滑に工事を実施してください。

### 4 その他

鎌倉市まちづく条例に基づく手続（「大規模開発事業基本事項届出」）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではありません。今後、公共施設の整備その他については、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」等の手続において、関係各課との協議を踏まえて計画してください。

